

## 経営事項審査を受ける皆様へ（主な変更点）

令和8年2月  
秋田県建設部建設政策課

### 1 資本性借入金に係る事務取扱いの追加（申請の手引：P9、P22）

令和7年7月1日の改正により、一定の要件を満たす借入金が審査上「自己資本」として評価されるようになったことを受け、確認資料等についての記載を追加しました。

【国土交通省ホームページ（資本性借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて）】

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_fr1\\_000001\\_00079.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00079.html)

### 2 雇用保険に加入している場合の確認資料の変更（申請の手引：P10）

（変更前）直近2年度保険料申告書とその領収書

（変更後）直近の保険料申告書とその領収書

### 3 証明書等の提出を不要としている防災協定締結団体の変更（申請の手引：P12、P48）

（変更前）角館町建設業協会

（変更後）削除（※角館町建設業協会会員は「仙北市建設業協会連合会」と記載ください。）